## 議案第90号

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例を次のように制定する。

令和4年9月5日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(令和元年渋 川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、報酬等の支払をする際、職員の報酬等から控除することができる。
  - (1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく 群馬県市町村職員共済組合が行う職員の貸付金の返済金及び貯金の積立 金
  - (2) 前号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの 附 則
  - この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 理 由

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
(報酬及び期末手当の支払等) 第2条 (略) 2 (略) 3 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、報酬等の支払をする際、職員の報酬等から控除することができる。 (1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく群馬県市町村職員共済組合が行う職員の貸付金の返済金及び貯金の積立金 (2) 前号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの	(報酬及び期末手当の支払等)第2条 (略) 2 (略)